

# すべての事業者に影響がある！

## 消費税軽減税率制度のポイント

来年10月1日に消費税率10%への再引き上げと同時に「軽減税率制度」が導入され、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率になります。

今回の講習会では、免税事業者であっても油断できない軽減税率制度のポイントを分かりやすく解説致します。ぜひご参加下さい。

記

■日 時：平成30年12月3日（月）  
午後2時～午後4時

■テ ー マ：「すべての事業者に影響がある！  
消費税軽減税率制度のポイント」

### ◆ 内 容 ◆

- ① 軽減税率制度の概要
- ② レジ補助金について
- ③ 軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わる？
- ④ 消費税転嫁対策のキホン

◆開催場所：浜名商工会 舞阪会館（舞阪町舞阪 798）

◆講 師：【第1部】浜松西税務署 担当官  
【第2部】税理士 石塚啓治 氏

◆受講料：無料

◆対象者：地区内すべての中小・小規模事業者

◆定 員：30名

◆申 込：下記申込書をFAX又は、商工会窓口まで  
ご持参下さい。

◆締 切：11月26日（月）

■不明な点につきましては、浜名商工会各支部へご連絡下さい。

可美支部 TEL：592-8811 篠原支部 TEL：592-2211 雄踏支部 TEL：592-5500

舞阪支部 TEL：592-3811 庄内支部 TEL：592-5111

### 【消費税軽減税率対応事業講習会の参加申込書】

平成 年 月 日

浜名商工会 可美・篠原・雄踏 行（FAX 592-5315）

舞阪・庄内 行（FAX 592-5316）

### ■消費税講習会に出席します。

事業所名：\_\_\_\_\_

氏 名：1、\_\_\_\_\_ 2、\_\_\_\_\_



講師：石塚啓治 氏

石塚啓治会計事務所所長。

静岡県立浜松商業高校、愛知大学  
法経学部第2部経済学科卒。

会計事務所勤務を経て、2000年  
に独立開業。全国各地で講習会の  
実績多数。

